

岐阜市中心市街地活性化基本計画

令和5年4月

〔令和5年3月17日認定
令和6年3月7日変更〕

岐 阜 市



岐阜市中心市街地活性化基本計画 目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 地域の概況	1
[2] 中心市街地の現状分析	6
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	20
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証	26
[5] 中心市街地活性化の課題	41
[6] 中心市街地活性化の方針	43
2. 中心市街地の位置及び区域	45
[1] 位置	45
[2] 区域	46
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	47
第1号要件	47
第2号要件	49
第3号要件	50
3. 中心市街地の活性化の目標	54
[1] 活性化に向けた目標	54
[2] 計画期間	54
[3] 目標指標の設定	54
[4] 目標値の設定	56
(1) 「金公園地下駐車場の年間総利用時間」に関する目標値の設定	56
(2) 「歩行者・自転車通行量〔休日と平日の平均〕(中心市街地の21地点)」に関する目標値の設定	66
(3) 「居住人口の人口動態」に関する目標値の設定	79
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	83
[1] 市街地の整備改善の必要性	83
[2] 具体的事業の内容	84

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	88
[1] 都市福利施設を整備の必要性	88
[2] 具体的事業の内容	89
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	93
[1] まちなか居住の推進の必要性	93
[2] 具体的事業の内容	94
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	95
[1] 経済活力の向上の必要性	95
[2] 具体的事業の内容	96
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	111
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	111
[2] 具体的事業の内容	112
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	113
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	114
[1] 市町村の推進体制の整備等	114
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	116
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	123
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	125
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	125
[2] 都市計画手法の活用	126
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	127
[4] 都市機能の集積のための事業等	128
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	129
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	129
[2] 都市計画等との調和	130
[3] その他の事項	130
12. 認定基準に適合していることの説明	131

＜ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の一覧＞ 4 1 事業

章	[2]具体的事業の内容における区分	ページ	事業及び措置名
4	(2)①	84	柳ヶ瀬広場整備事業
4	(3)	85	岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業
4	(3)	85	岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業
4	(3)	86	岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業(岐阜駅周辺地区整備事業)
4	(3)	86	<再掲>柳ヶ瀬広場整備事業
4	(3)	87	金公園活用事業
4	(3)	87	金岡公園再整備事業
5	(4)	89	岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設事業
5	(4)	90	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設事業
5	(4)	90	徹明分団本部建設事業
5	(4)	91	徹明公民館改築事業
5	(4)	91	本庁舎跡活用事業
5	(4)	92	旧若宮町支店跡地活用事業
6	(4)	94	まちなか居住支援事業
7	(1)	96	大規模小売店舗立地法の特例措置
7	(2)①	96	さんぽde野外ライブ
7	(2)①	97	岐阜まつり協賛道三まつり
7	(2)①	97	岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～
7	(2)①	98	空き店舗対策事業
7	(2)①	98	せんい祭
7	(2)①	99	柳ヶ瀬ジュラシックアーケード
7	(2)①	99	ぎふ市民健康まつり
7	(3)	100	シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション
7	(3)	100	<再掲>空き店舗対策事業
7	(3)	101	Wood Go!!
7	(3)	101	信長楽市
7	(3)	102	ぎふしスタートアップ支援事業
7	(3)	102	事業創造支援補助金(スタートアップ支援補助金)
7	(3)	103	リノベーションまちづくり事業
7	(3)	103	シビックプライド事業
7	(3)	104	みんなの森 ぎふメディアコスモス季刊紙発行
7	(4)	105	テレビ・ラジオ等による広報
7	(4)	105	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン
7	(4)	106	サンデービルディングマーケット
7	(4)	106	岐阜市中小企業融資制度(新産業振興資金・みらい戦略資金【重点施策枠】)
7	(4)	107	移動販売車事業
7	(4)	107	中心市街地活性化支援事業
7	(4)	108	まちなか活性化活動拠点施設運営事業
7	(4)	108	岐阜駅周辺イルミネーション事業(駅とまちを光でつなぐ杜のイルミネーション)
7	(4)	109	メディコス「文化の広場」交流事業
7	(4)	109	ビジネス支援事業
7	(4)	110	図書館発!まちづくり事業
8	(3)	112	シェアサイクル事業

○公共交通が集積している

鉄道の乗車人員(令和元年度)は、岐阜市の玄関口である JR 岐阜駅、名鉄岐阜駅を合わせて1日あたり約5万人が利用。

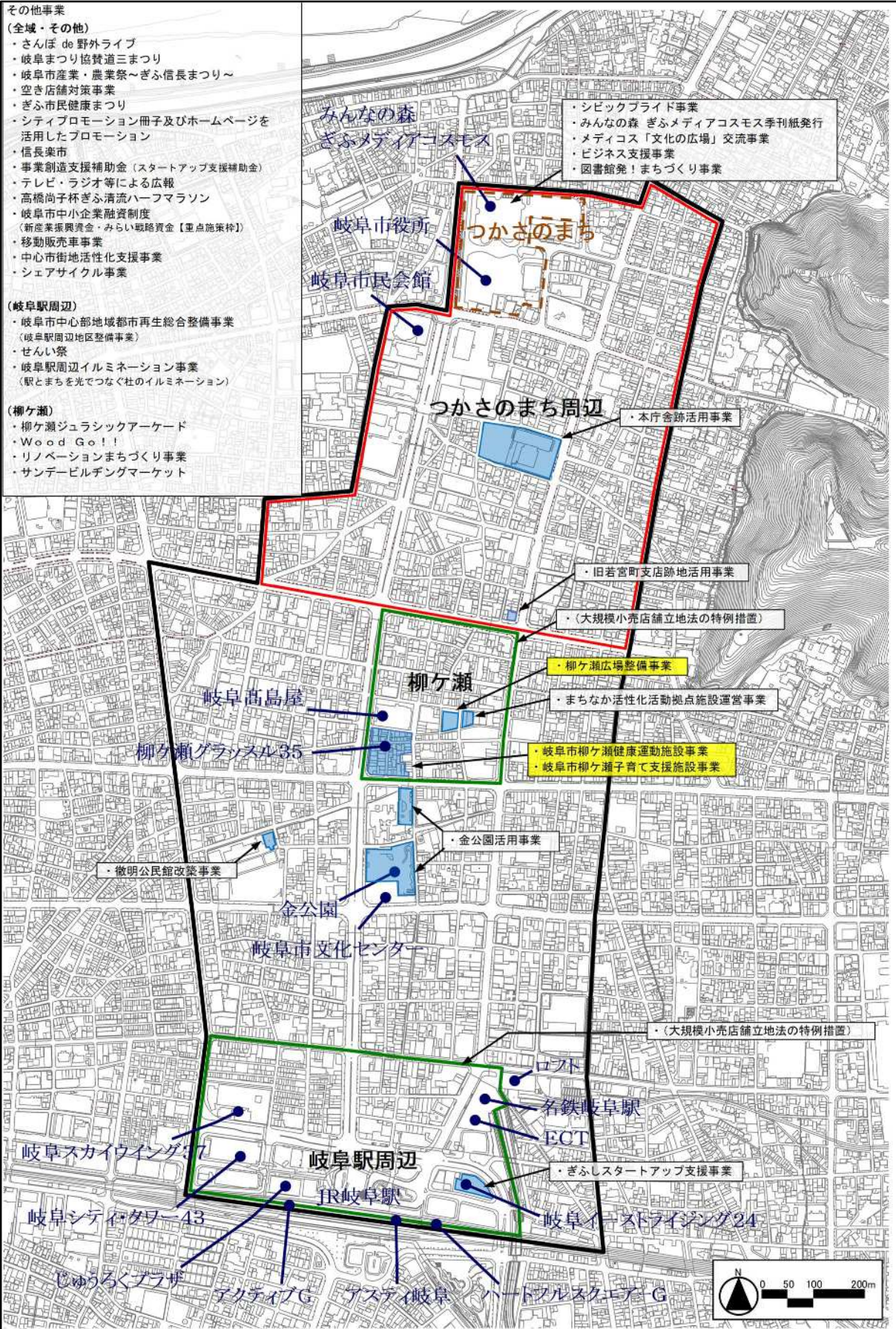
乗合バス路線の運行本数(平日往復、1日あたり)をみると、名鉄岐阜駅前では約2,000本運行され、柳ヶ瀬でも長良橋通り、金華橋通りを合わせて約1,300本が運行されている。

【バス路線図】

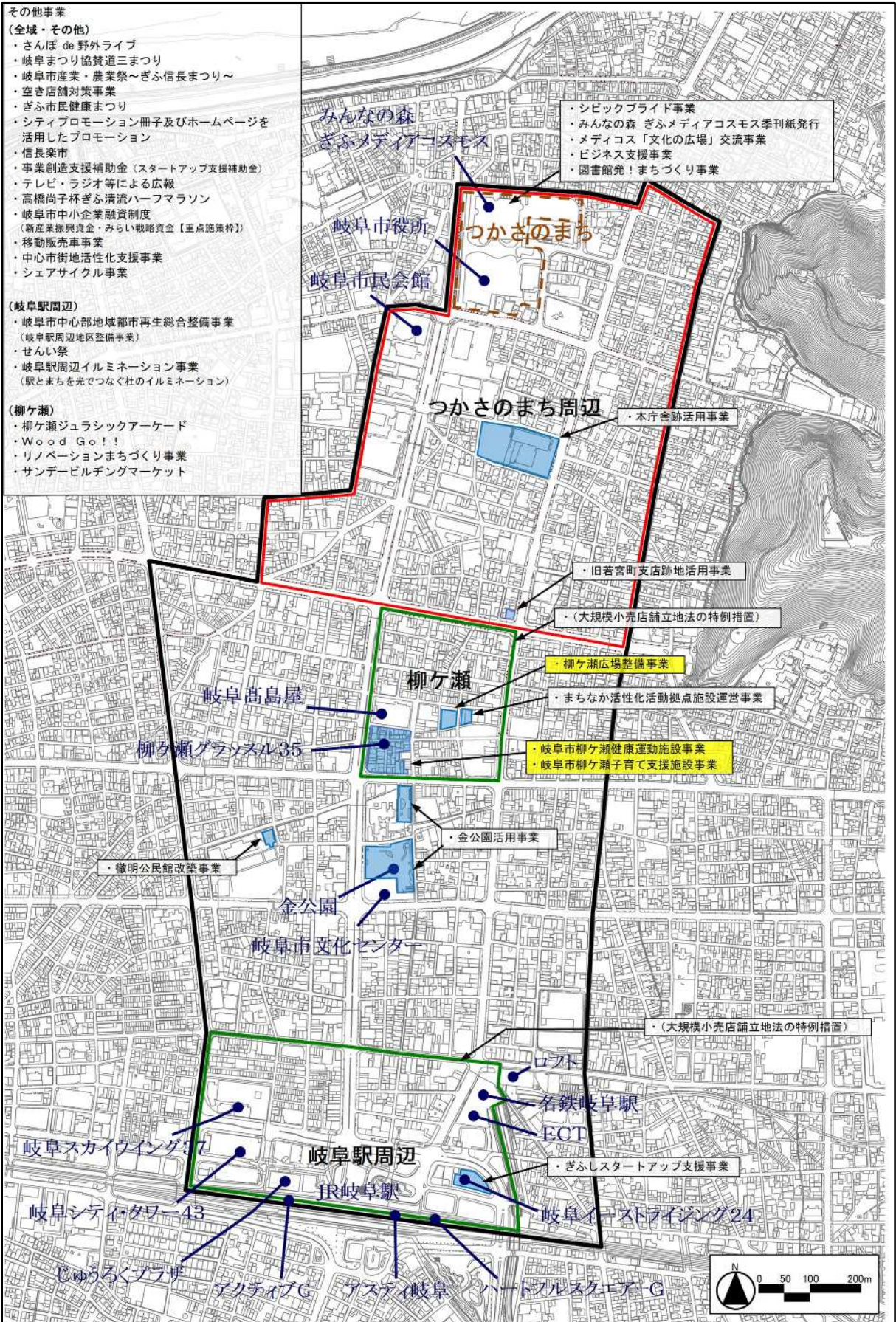


岐阜市中心市街地は、相当数の各種事業所や小売業、公共施設等の都市機能、公共交通が集積し、様々な都市活動が展開されており、岐阜市において経済的、社会的に中心的な役割を担っている地域である。

【目標指標（金公園地下駐車場の年間総利用時間）に関連する事業及び措置の実施箇所】



【目標指標（歩行者・自転車通行量）に関連する事業及び措置の実施箇所】



(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合		
【事業内容】	JR 岐阜駅北口の正面に位置する岐阜駅北中央東地区において、市街地再開発事業を実施し、岐阜都市圏の玄関口にふさわしい魅力あふれる都市機能が集積した施設を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか暮らしを選択する人の増加		
【目標指標】	居住人口の人口動態		
【活性化に資する理由】	再開発事業の進捗により、まちなかで暮らすことへの意識が向上し、中心市街地全体においてまちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合		
【事業内容】	JR 岐阜駅北口の正面に位置する岐阜駅北中央西地区において、市街地再開発事業を実施し、岐阜都市圏の玄関口にふさわしい魅力あふれる都市機能が集積した施設を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか暮らしを選択する人の増加		
【目標指標】	居住人口の人口動態		
【活性化に資する理由】	再開発事業の進捗により、まちなかで暮らすことへの意識が向上し、中心市街地全体においてまちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】金公園活用事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	岐阜市		
【事業内容】	中心市街地の中心に位置する金公園を、多くの人が集い、憩い、うるおい、にぎわいあふれる空間とするため、公園の活用事業を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加 まちなか暮らしを選択する人の増加		
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量〔休日と平日の平均〕（中心市街地の21地点） 居住人口の人口動態		
【活性化に資する理由】	中心市街地の中心に位置する金公園を、多くの人が集い、憩い、うるおい、にぎわいあふれる空間とすることで、滞在時間の向上や来街者数の増加、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】金岡公園再整備事業

【事業実施時期】	令和5年度		
【実施主体】	岐阜市		
【事業内容】	中心市街地に位置する金岡公園を、憩い、うるおう空間へと再編するため、交流空間や防災空間となる公園へと再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか暮らしを選択する人の増加		
【目標指標】	居住人口の人口動態		
【活性化に資する理由】	中心市街地に、憩い、うるおう空間を創出することで、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市公園ストック再編事業）		
【支援措置実施時期】	令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

【事業名】 徹明公民館改築事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和5年度
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	徹明公民館の改築を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者の増加 まちなか暮らしを選択する人の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量〔休日と平日の平均〕（中心市街地の21地点） 居住人口の人口動態
【活性化に資する理由】	施設利用者の来街や、本施設の運営によりまちなかで暮らしたくなるような環境になることで、滞在時間の向上や来街者数の増加、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。

【事業名】 本庁舎跡活用事業

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	株式会社十六フィナンシャルグループ（予定）
【事業内容】	本庁舎跡において、官民連携により「柳ヶ瀬エリア」と「つかさのまちエリア」のにぎわいをつなぎ、にぎわいづくりを支える空間の形成の実現を目指し、低層部に地域に開かれた共有空間を配置した複合オフィスビルの整備、活用を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量〔休日と平日の平均〕（中心市街地の21地点）
【活性化に資する理由】	本庁舎跡が、人と人の接点を誘発する「場」となり、本庁舎跡を訪れる人が、「柳ヶ瀬エリア」や「つかさのまちエリア」へ足を延ばしたり、周辺エリアを訪れた人が本庁舎跡にも立ち寄りやすくなることで、それぞれの魅力を高め、相乗効果を発揮し、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】旧若宮町支店跡地活用事業

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	岐阜信用金庫
【事業内容】	創業の地となる旧若宮町支店跡地に地域のにぎわい交流拠点となる「G's Dream～ぎふしんの夢～」を整備し、市民が交流できるパブリックスペースとして、コンサートや絵画展などのイベントを開催する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量[休日と平日の平均]（中心市街地の21地点）
【活性化に資する理由】	本事業により、まちの魅力となるコンテンツが創出され、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 岐阜まつり協賛道三まつり

【事業実施時期】	昭和 48 年度～		
【実施主体】	道三まつり実行委員会		
【事業内容】	岐阜まつりに合わせ、岐阜まつり神輿パレード・道三駅前楽市等のイベント及び商店街等の協賛事業を実施。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加		
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)		
【活性化に資する理由】	岐阜まつりを共に盛り上げるイベントとして、市民参加によるにぎわいを創出することで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	ぎふ信長まつり実行委員会、岐阜市農業まつり実行委員会		
【事業内容】	ぎふ信長まつり実行委員会として、信長公騎馬武者行列・ぎふ信長音楽・ダンスステージ・ぎふ信長駅前楽市・タイムスリップイベント等のイベント及び商店街等の協賛事業を実施。 岐阜市農業まつり実行委員会として、地元農産物の販売、ステージイベント、体験教室等を実施。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加		
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)		
【活性化に資する理由】	商業、物産等の振興や商店街の振興及び岐阜市の PR を目指し、市民参加による市域の活性化や賑わいの創出を図ることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		





【事業名】 まちなか活性化活動拠点施設運営事業

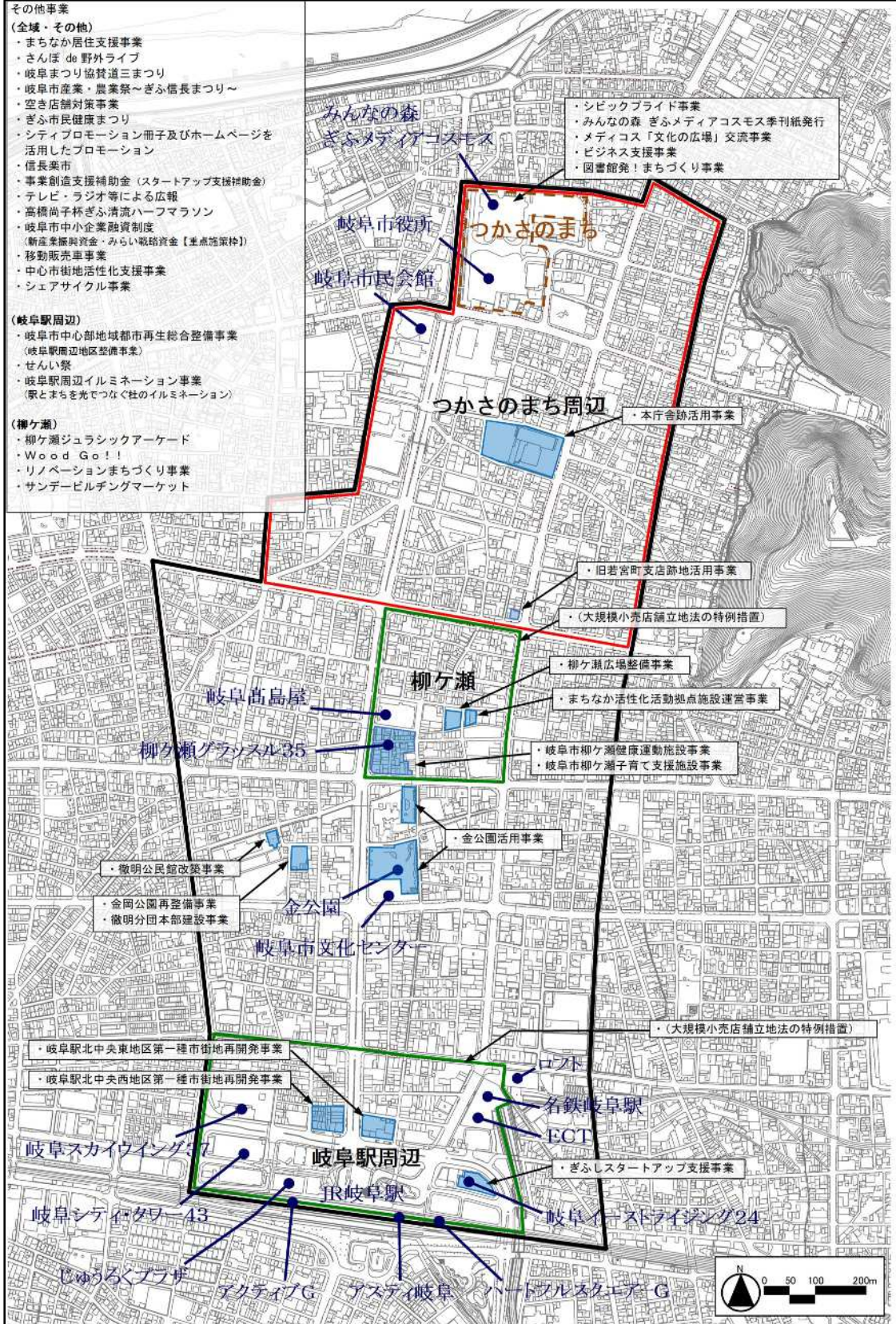
【事業実施時期】	令和2年度～
【実施主体】	一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
【事業内容】	リノベーションまちづくり推進拠点「やながせR（アール）テラス」を運営し、交流・休憩スペースなどを提供するとともに、レンタルスペースの運営を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	本施設の利用者が集い、交流することで、まちの魅力となるコンテンツがさらに創出され、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 岐阜駅周辺イルミネーション事業（駅とまちを光でつなぐ杜のイルミネーション）

【事業実施時期】	令和元年度～
【実施主体】	岐阜駅周辺活性化実行委員会
【事業内容】	岐阜の伝統工芸品を活用したイルミネーションを継続的に実施し、駅周辺地域のにぎわいを創出する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	イルミネーションにより、まちへの来街のきっかけや滞在のきっかけとなることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

	中心市街地活性化基本計画区域	約 155ha	
	柳ヶ瀬	約 9ha	(都市再生緊急整備地域 柳ヶ瀬通周辺地域)
	岐阜駅周辺	約 21ha	(同上 岐阜駅北地域)
	つかさのまち周辺	約 55ha	



[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

「岐阜市中心市街地活性化協議会」は、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察等を構成員とし、平成18年8月に立ち上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。

(2) 協議会構成委員

令和6年1月末現在

所 属	役 職 等	根 拠 法 令	備 考
国立大学法人 岐阜大学	名 誉 教 授	法第15条第4項関係 (有識者)	会長
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団	常 務 理 事	法第15条第1項第1号イ関係 (中心市街地整備推進機構)	
岐阜商工会議所	副 会 頭	法第15条第1項第2号イ関係 (商工会議所)	副会長
	専 務 理 事		
岐阜市商店街振興組合連合会	理 事 長	法第15条第4項関係 (経済界)	
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理 事 長	法第15条第4項関係 (経済界)	
岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合	理 事 長	法第15条第4項関係 (権利者)	
岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合	理 事 長	法第15条第4項関係 (権利者)	
柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取 締 役	法第15条第4項関係 (事業者)	
株式会社十六銀行	地 方 創 生 部 部 長	法第15条第4項関係 (金融機関)	
岐阜信用金庫	営 業 支 援 部 部 長 代 理	法第15条第4項関係 (金融機関)	
株式会社岐阜高島屋	代 表 取 締 役	法第15条第4項関係 (大型店舗)	
華陽自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
徹明自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
明德自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
京町自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会	会 長	法第15条第4項関係 (福祉団体)	
公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理 事 長	法第15条第4項関係 (教育文化団体)	
名古屋鉄道株式会社	地域連携部岐阜エリア担当 部 長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	
岐阜乗合自動車株式会社	専務取締役 営業管理部長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	
岐阜中警察署	生 活 安 全 課 長	法第15条第4項関係 (警察)	
岐阜市	副 市 長	法第15条第4項関係 (行政)	

(3) 法第 15 条各号の規定に適合していること

協議会は、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るためにふさわしい者（一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団：岐阜市の出資比率 100%、平成 18 年 8 月中心市街地整備推進機構に指定）と、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者（岐阜商工会議所）が共同し、組織している。

(4) 協議会規約

岐阜市中心市街地活性化協議会規約

一部改正 平成 20 年 2 月 27 日

一部改正 平成 22 年 5 月 26 日

一部改正 平成 25 年 8 月 9 日

(名称)

第 1 条 本会は、「岐阜市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を岐阜県岐阜市神田町 2 丁目 2 番地に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、岐阜市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第 4 条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 岐阜市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 岐阜市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(委員)

第 5 条 協議会の委員は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に該当するもの
- (2) 法第 15 条第 4 項の規定に該当するもの
- (3) 岐阜市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行うもので、協議会の目的に賛同したもの

2 委員の任期は、中心市街地活性化基本計画の当該期中とする。

3 委員については、再任を妨げない。

(入会)

第 6 条 前条第 1 項各号に掲げる者で協議会の委員として入会しようとするものは、その旨を会長に申し出なければならない。

(退会)

第 7 条 委員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

2 委員が死亡したとき又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第 8 条 委員が、協議会の名誉をき損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議において委員の 4 分の 3 以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により委員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会の会議において、その委員に弁明の機会を与えなければならない。

(5) 協議会開催状況（令和4年度以降）

年月日	議題等
第21回 令和4年6月1日	<ul style="list-style-type: none">・(3期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について・3期目の岐阜市中心市街地活性化基本計画終了後の取り組み方針について
令和4年6月10日	意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」
第22回 令和4年8月31日	<ul style="list-style-type: none">・次期中心市街地活性化基本計画について 次期岐阜市中心市街地活性化基本計画＜原案書＞について
第23回 令和4年12月20日	<ul style="list-style-type: none">・次期岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）について
令和4年12月26日	意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。」
第24回 令和6年1月31日	<ul style="list-style-type: none">・(4期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について 意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

中心市街地活性化に関連した、実践的・試行的な活動の内容は次のとおり。

(1) 「OPEN SPACE LABO IN 金公園」

日常的なオープンスペース（まちなかにある公共空間など）の新たな活用方法を検討するため、公共空間である金公園において令和2年10月2日から1か月間、ハンモックの設置やキッチンカーの誘致、マルシェの開催、スケボーパークの設置などを行う社会実験を実施した。



(2) 「Yanagase PARK LINE」

令和元年度と令和2年度の金華橋通りのトランジットモールに合わせ、道路空間におけるオープンスペースの活用を検討するため実施した。

令和2年度は11月11日から5日間、マルシェやキッチンカー、イス・テーブル、ハンモック、音楽ライブなどとともに、平日のワーキングスペース、フリースペースなど、多様なコンテンツでくつろげ、にぎわう空間を創出した。



(3) 「自動運転バスの継続運行」

公共交通への自動運転技術の導入に向け、自動運転バスによる実証実験を令和元年度から段階的に進めている。令和5年度からは、これまでの検証結果を踏まえ、中心市街地における自動運転バスの5年間の継続運行を実施し、技術を検証するとともに社会受容性の向上を図り、レベル4自動運転の実現を目指す。

